ニコニコりんく事業

半期の凹骨イタル

問生活相談センター **22**-3364

ニコニコりんく事業とは

中学を卒業し使われなくなった「学生服を譲りたい 人」と、これから中学に上がり「学生服が必要な人」 を生活相談センターがつなぎます。

本事業の利用者には、本趣旨に賛同していただいて いる提携クリーニング店から 300 円のクリーニング 割引チケットが配布されます。

援事業「ニコニコりんく事業 として学生服のリサイクル支 ンターでは、 取り組みます |軽減と資源の再利用を目的 そこで、 阿蘇市生活相談セ 子育て家庭の負

て購入した学生服が、 て不要となり廃棄処分されて 生服購入費は大きな出費とな ます。 まうのはもったいないこと の子育て家庭にとっ また高額な出費をし 中学校入学時の学

ニコニコりんく事業のイメージ



ニコニコ=「笑顔」を りんく=「つなぐ」 笑顔でつながる



300 円割引 チケット配布



制服の受け取り

300 円割引 チケット配布



学生服を譲ってもらう人

2020年4月から市内の中 学へ新入学を予定している 生徒(転入学も対象)

・中学校の卒業生や卒業

見込みの人

学生服を譲る人

・中学校の学生服がタン スに眠っている人



学生服等の持ち込みや受け渡し、試着





提携クリーニング店

300 円割引チケットは、提携クリーニング店で利用することができます。 提携クリーニング店は左ページをご覧ください。



(公演日) 4月19日(金)

【開演等間】 開演 13:00 (昼食11:30~) (会場)

当宿2階お休み処

◆変更ご利時間: 11:00~15:00 (5 ※通常ご利用時間: 11:00~22:00 (受付

ご利用料金:大人(12歳以上)450円、お子さま(小学生)250円

熊本県阿蘇市一の宮町宮地5936 **TEL0967-22-1122**

対象となる学校指定の学生服

学校名	男子		女子	
	夏服	冬服	夏服	冬服
阿蘇中学校	シャツ・ズボン	ブレザー・ズボン・ネクタイ・ ウインドブレーカー	シャツ・スカート	ブレザー・スカート・ リボン・ブラウス・
一の宮中学校		上着・ズボン・セーター・ ウインドブレーカー	セーラー服・リボン	セーター・ ウインドブレーカー
波野中学校		上着・ズボン	セーラー服・リボン ブラウス	セーラー服・リボン

学生服を譲る人

- ○学生服等は「クリーニングすれば十分まだ着られる」 状態のものを提供してください。 数年経過したものや 補正したものでも提供可能です。
 - ただし、破れ・擦り切れのあるものや現在の学生服等 とデザインが変更になっている場合は受け取ることが できません。
- ○必ず一度洗濯をして生活相談センターへお持ちください。
- ○提供後の活用は生活相談センターに一任してもらいます。
- ○阿蘇市個人情報保護条例に基づき取り扱います。 収集した個人情報は、ニコニコりんく事業以外に使用 しません(学生服等に名前刺しゅうがある場合は、個 人情報が伝わる場合がありますのでご留意ください)。

学生服を譲ってもらう人

- ○「十分まだ着られる状態」の度合いや判断、経年劣化 に個人差があることをあらかじめご了承ください。
- ○新入生や転入生であればどなたでも対象となります。 在庫数によっては在校生への提供も検討します。
- ○クリーニング・補正・刺しゅう変更等の費用は個人負担となります。
- ○利用は先着順です。サイズと在庫数には限りがありますので、在庫があっても本事業を利用できない場合があります。
- ○学生服提供前には試着をしてもらいます。どうしても 学生服が気に入らなかった場合には返品可能です。

提携クリーニング店 (300 円割引チケット取り扱い店)



65歳以上で環境上の理由又は 経済的理由により居宅において 養護をうけることが困難な方が 入所できます。



入所ご希望の方は、住所地の 市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1 電話:0967-32-5501 FAX:0967-32-5505

担当:施設長 藤本基子

広告

※収入に応じて費用負担があります。



後期高齢者医療保険料率と軽減措置のお知らせ

問ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人が 対象(75歳の誕生日から自動的に加入) です。また、65歳から75歳未満の方で一定 の障がいがある人は、市に申請し広域連合の 認定を受けた日から加入となります。

保険料は被保険者一人ひとりが納めます。 保険料率は熊本県内均一で2年ごとに見直さ れます。

平成31年度は保険料の軽減内容が見直さ れます。所得が低い人の保険料は継続して軽 減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見 直されます。被用者保険加入者(協会けんぽ、健 保組合、共済組合など)に扶養されていた人の保 険料の軽減は、軽減期間が見直されます。

保険料年額の算出方法

保険料年額

年額62万円 が上限

均等割額

47,900 _□

所得割額

総所得金額等 - 33 万円 (基礎控除額)

(所得割率) 9.26%

所得が低い人の軽減(5割・2割軽減対象者の拡大と軽減割合の一部が変更)

保険料の均等割額の軽減(被保険者全員が等しく負担する保険料)

条件 【世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等】	軽減率 【保険料均等割額】
「基礎控除額(33 万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ 80 万円として計算したうえで所得が 0 円となる場合	8 割 (変更前 9割)
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	8.5 割
「基礎控除額(33万円)」+「28万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 (対象者拡大)	5割
「基礎控除額(33万円)」+「51万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 (対象者拡大)	2割

+

被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減(軽減期間が制度加入した月から2年間に変更)

平成 30 年度

均等割額 5 割軽減



平成 31 年度

後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までの間 均等割額 5 割軽減

2年経過後・・・均等割額軽減なし

- ※所得割額はかかりません。
- ※対象者…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人

後期高齢者医療保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料は、特別徴収または 普通徴収により納めることになります。 個々の条件により納付方法は異なりますの でご注意ください。

特別徴収 年金から差し引いて納付する方法。年金受 給額が年額18万円以上あり、後期高齢者 医療保険料と介護保険料の合算額が年金 額の1/2を超えない人が対象

普通徴収 特別徴収の対象者以外の人が、納付書また は口座振替で納付する方法

[※]均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。 また、年金所得については、15万円を控除した額で判定します。